

キ 第211回国会における附帯決議

(ア) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和5年3月10日 衆議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 平成25年3月26日、平成28年3月18日、平成29年3月31日、令和2年4月3日、令和3年3月12日及び令和4年3月9日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。

出典：第213回国会 法務参考資料「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）」
衆議院調査局法務調査室作成（令和6年3月）より抜粋
令和6年3月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

(10) 裁判所職員（裁判官を含む。）の定員、現在員等内訳

（単位：人）

注1 現在員は、令和5年12月1日現在。

注2 「欠員」の項の△印は、過員を示す。

ア 下級裁判所の裁判官の定員、現在員等内訳

区分	高等裁判 所長官	判事	判事補	簡易裁判 所判事	計
令和5年度定員	8	2,155	842	806	3,811
現在員	8	2,078	676	626	3,388
欠員	0	77	166	180	423

イ 裁判官以外の裁判所の職員の定員、現在員等内訳

区分	秘書官	裁判所 調査官	書記官	家裁 調査官 (補)	速記官	(※) 事務官等	行(二) 技能労 務職員	計	
最高 裁判 所	令和5年度定員	15	20	48		923	58	1,064	
	現在員	15	5	43		933	44	1,040	
	欠員	0	15	5		△ 10	14	24	
下級 裁判 所	令和5年度定員	8	21	9,830	1,598	200	8,738	285	20,680
	現在員	8	21	9,711	1,580	139	8,528	215	20,202
	欠員	0	0	119	18	61	210	70	478
合計	令和5年度定員	23	41	9,878	1,598	200	9,661	343	21,744
	現在員	23	26	9,754	1,580	139	9,461	259	21,242
	欠員	0	15	124	18	61	200	84	502

※ 「事務官等」の内訳は、ウで示す。

ウ 「事務官等」の内訳

区分	事務官	教官	技官	医療職員	計	
最高 裁判 所	令和5年度定員	789	42	83	9	923
	現在員	835	26	68	4	933
	欠員	△ 46	16	15	5	△ 10
下級 裁判 所	令和5年度定員	8,587	0	36	115	8,738
	現在員	8,443	0	36	49	8,528
	欠員	144	0	0	66	210
合計	令和5年度定員	9,376	42	119	124	9,661
	現在員	9,278	26	104	53	9,461
	欠員	98	16	15	71	200

（出所）最高裁判所資料を基に作成

出典：第213回国会 法務参考資料「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）」

衆議院調査局法務調査室作成（令和6年3月）より抜粋

令和6年3月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

	判事			判事補					五大弁護士 事務所の 採用者数
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B	
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67	140
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92	154
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79	127	156
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	66	98	188
平成30年度	2,085	1,972	113	952	779	173	83	90	194
令和元年度	2,125	1,996	129	927	779	148	77	71	214
令和2年度	2,155	2,027	128	897	747	150	66	84	212
令和3年度	2,155	2,046	109	897	715	182	73	109	211
令和4年度	2,155	2,066	89	857	681	176	76	100	210
令和5年度	2,155	2,078	77	842	676	166	81	85	
令和6年1月	2,155	2,140	15	842	683	159			

* 現在員は、12月1日現在である(ただし、令和6年は1月16日現在)。

* 任官者は、12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む。

* 令和6年1月16日に、判事補から判事に74人任官した。

* 五大弁護士事務所の採用者数は、平成29年度から令和3年度までは、株式会社ジュリスティックスのホームページ(ジュリナビ)、令和4年度は、各弁護士事務所のホームページに各掲載の情報に基づくものである。

出典：最高裁判所事務総局作成資料

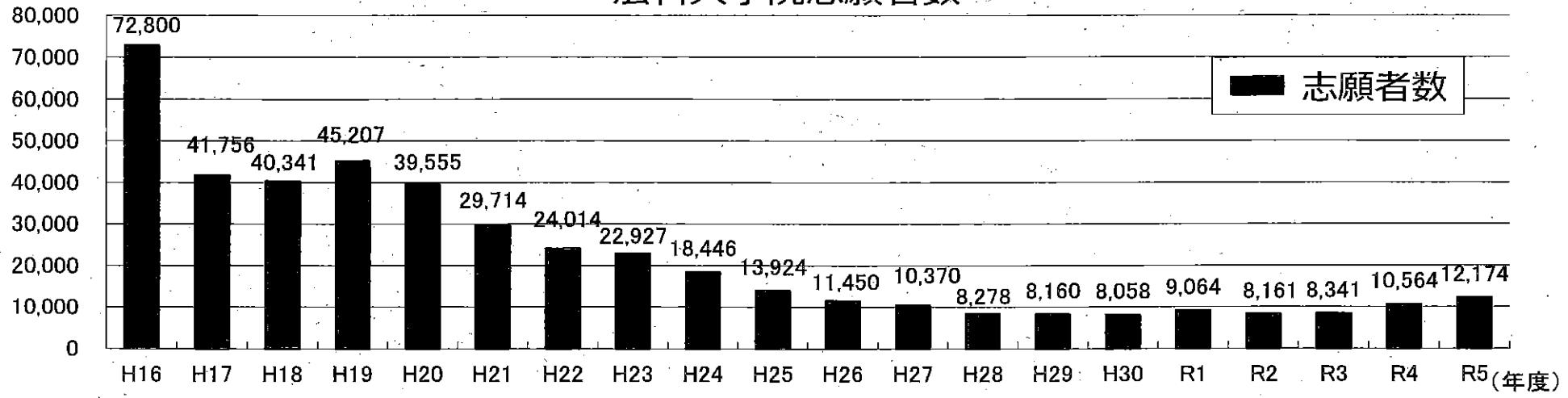
令和6年3月15日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

法科大学院志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

令和5年4月1日現在

(人)

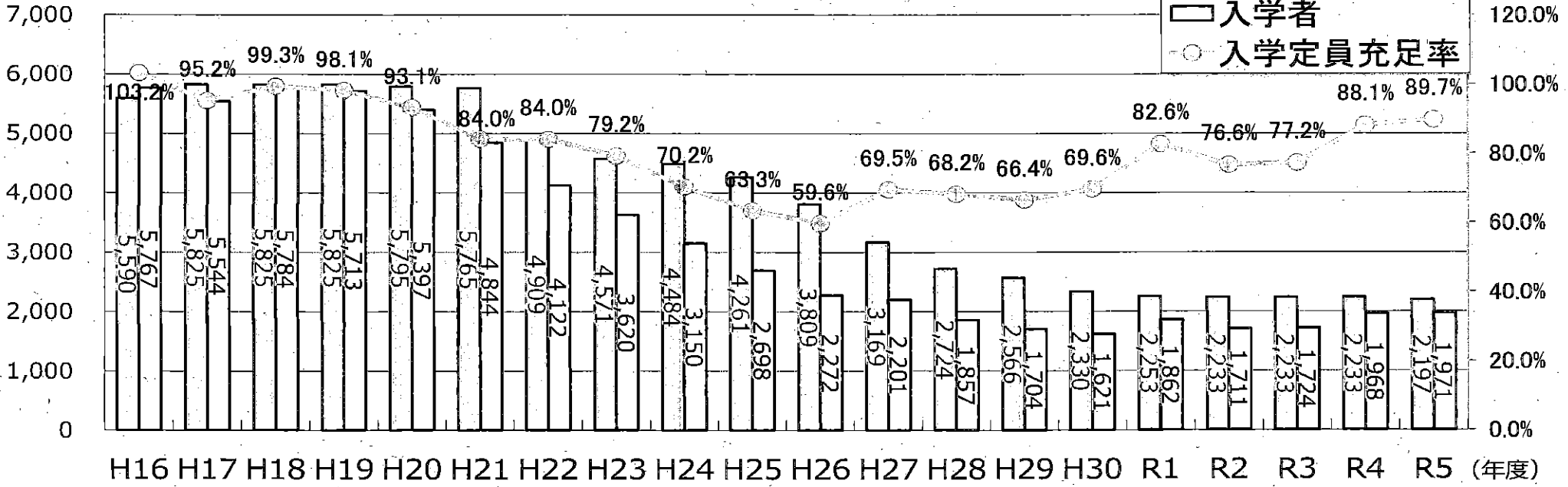
法科大学院志願者数



※「志願者」とは、「法科大学院に受験願書を提出した者」を指しているため、例えば、1人の学生が2つの法科大学院に出願した場合、2人として計上されている。

(人)

入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移



出典：文部科学省作成資料
 令和6年3月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

法曹コースの在籍者数、修了者数、法科大学院進学者数

< 2年次 >

○在籍者数 (※1)

R5 : 1, 271人

R4 : 1, 164人

R3 : 1, 113人

< 3年次 >

○在籍者数 (※1)

R5 : 1, 228人

R4 : 1, 110人

R3 : 1, 036人

○修了者数

R4 : 256人

R3 : 272人

○法科大学院進学者数 (※2)

R4 : 218人

R3 : 241人

※1 法曹コース在籍者数は各年度の5月1日時点の概数（登録制でない法曹コースにおいては法曹コース利用希望者数、早期卒業希望者数等を回答）

※2 記載の年度は法曹コースを修了した年度であり、法科大学院に入学した年度はその翌年度。

出典：文部科学省作成資料

令和6年3月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

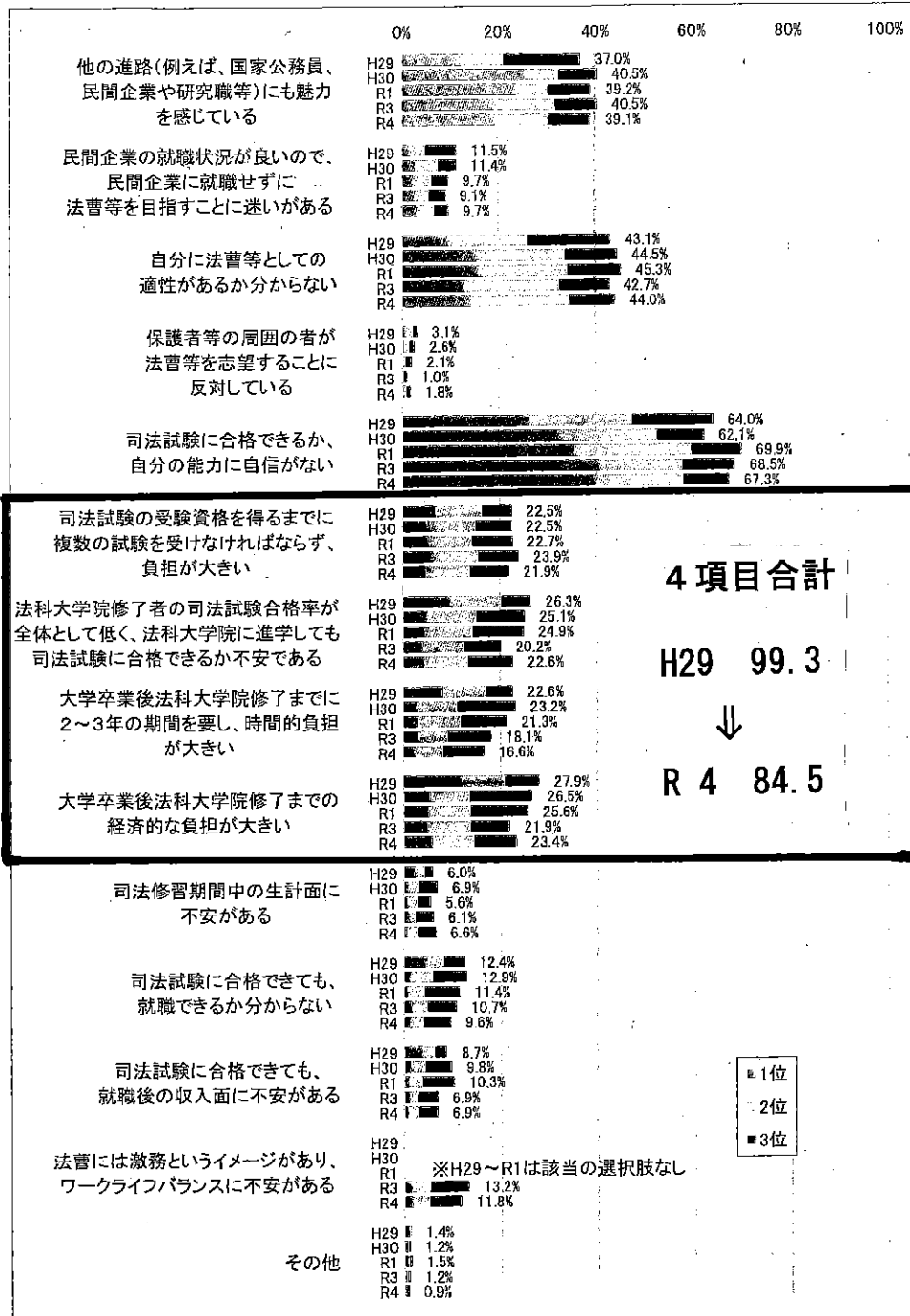
2. 法曹等を志望するに当たって感じている不安や迷いの内容

法曹等を志望するに当たって不安や迷いを感じていると回答した学生に、不安や迷いの内容について大きいものから順に3つ選んでもらった結果、「司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない」との回答が最も多く、60%以上となった。続いて、「自分に法曹等としての適性があるか分からない」との回答割合が40%以上、「他の進路(例えば、国家公務員、民間企業や研究職等)にも魅力を感じている」との回答割合が40%前後であった。一方、経済的負担や時間的負担の大きさを理由に挙げる学生の割合は減少傾向であったが、令和4年度調査で経済的負担については約23%とやや増加する一方で時間的負担については約17%と減少が続いた。

女性に限って見た場合もほぼ同様の結果であった。

なお、「その他」として、令和4年度調査では、「法律とは全く違う分野に対しても興味が出てきた」、「大学院、司法修習期間の費用が賄い切れない」、「自分が興味を持てるかわからない」、「希望する職務ができるか分からない」などの回答があった。

ア 法曹等を志望又は選択肢の1つとして考えている学生



司法試験受験資格別受験・合格状況

	司法試験受験者数				司法試験合格者数			
	合計	法科大学院 修了資格	在学中 受験資格	予備試験 合格資格	合計	法科大学院 修了資格	在学中 受験資格	予備試験 合格資格
					合格率	合格率	合格率	合格率
平成18年	2,091	2,091			1,009	1,009		
					48.25%	48.25%		
平成19年	4,607	4,607			1,851	1,851		
					40.18%	40.18%		
平成20年	6,261	6,261			2,065	2,065		
					32.98%	32.98%		
平成21年	7,392	7,392			2,043	2,043		
					27.64%	27.64%		
平成22年	8,163	8,163			2,074	2,074		
					25.41%	25.41%		
平成23年	8,765	8,765			2,063	2,063		
					23.54%	23.54%		
平成24年	8,387	8,302		85	2,102	2,044		58
					25.06%	24.62%		68.24%
平成25年	7,653	7,486		167	2,049	1,929		120
					26.77%	25.77%		71.86%
平成26年	8,015	7,771		244	1,810	1,647		163
					22.58%	21.19%		66.80%
平成27年	8,016	7,715		301	1,850	1,664		186
					23.08%	21.57%		61.79%
平成28年	6,899	6,517		382	1,583	1,348		235
					22.95%	20.68%		61.52%
平成29年	5,967	5,567		400	1,543	1,253		290
					25.86%	22.51%		72.50%
平成30年	5,238	4,805		433	1,525	1,189		336
					29.11%	24.75%		77.60%
令和元年	4,466	4,081		385	1,502	1,187		315
					33.63%	29.09%		81.82%
令和2年	3,703	3,280		423	1,450	1,072		378
					39.16%	32.68%		89.36%
令和3年	3,424	3,024		400	1,421	1,047		374
					41.50%	34.62%		93.50%
令和4年	3,082	2,677		405	1,403	1,008		395
					45.52%	37.65%		97.53%
令和5年	3,928	2,505	1,070	353	1,781	817	637	327
					45.34%	32.61%	59.53%	92.63%

出典：法曹養成制度改革連絡協議会（第22回）配布資料より抜粋
令和6年3月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

出典：司法試験法 条文より抜粋

⑦ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配意しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。

これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。

出典：内閣府「規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)」より
抜粋した物に階事務所にて下線を記入

参考資料5
法曹の相互交流

(1) 裁判官と検察官の人事交流

(単位：人)

区分	判→検	うち 訟務検事		
		うち 訟務検事	検→判	うち 訟務検事
平成26年	51 (0)	17	50 (50)	18
27年	56 (0)	23	54 (54)	19
28年	52 (0)	19	43 (43)	12
29年	59 (0)	17	56 (56)	17
30年	54 (0)	20	46 (46)	20
令和元年	59 (0)	18	56 (56)	17
2年	52 (0)	15	50 (50)	15
3年	50 (0)	14	51 (51)	14
4年	56 (0)	18	59 (59)	19
5年	52 (0)	14	52 (52)	14

注1 () 外の数は、出向先からの復帰者数を含んだ数であり、() 内の数は、出向先からの復帰者数である。

2 令和5年度を除く各年度は12月31日現在、令和5年度は12月1日現在である。

(出所) 最高裁判所資料を基に作成

(2) 裁判官出身の訟務検事数

(単位：人)

区分	訟務検事数	うち 裁判官出身者		
		うち 裁判官出身者	うち 国の指定代理人として活動する者	訟務検事数に占める割合
平成26年	96	43	43	44.8%
27年	103	46	42	40.8%
28年	115	53	42	36.5%
29年	120	54	42	35.0%
30年	121	52	42	34.7%
平成31/ 令和元年	122	54	42	34.4%
2年	122	53	42	34.4%
3年	122	54	42	34.4%
4年	122	54	41	33.6%
5年	122	54	41	33.6%

(各年4月現在)

(出所) 法務省資料を基に作成

出典：第213回国会 法務参考資料「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）」
衆議院調査局法務調査室作成（令和6年3月）より抜粋
令和6年3月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標 (KPI)

○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標

(1) 累積合格率

a. 全体

- ・令和 6年度 (2024年度) 70%以上
- ・令和11年度 (2029年度) 75%以上

(参考)

平成30年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	72.9%
平成29年度 "	70.4%
平成28年度 "	66.8%
平成27年度 "	64.7%
平成26年度 "	64.8%

b. 未修者

- ・令和 6年度 (2024年度) 50%以上
- ・令和11年度 (2029年度) 55%以上

(参考)

平成30年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	49.1%
平成29年度 "	49.4%
平成28年度 "	48.5%
平成27年度 "	44.8%
平成26年度 "	49.5%

(2) 修了後1年目までの司法試験合格率 (在学中合格含む)

- ・令和 6年度 (2024年度) 50%以上
- ・令和11年度 (2029年度) 55%以上

(参考)

令和 4年度修了者の修了後1年目の合格率	55.5%
令和 3年度 "	55.1%
令和 2年度 "	53.6%
令和 元年度 "	52.4%
平成30年度 "	47.4%

(3) 法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率 (在学中合格含む)

- ・令和 6年度 (2024年度) 65%以上
- ・令和11年度 (2029年度) 70%以上

(参考)

令和4年度修了者のうち、早期卒業及び飛び入学により入学した者に占める修了後1年目合格者の割合	集計中
令和 3年度 "	62.6%
	(57/91人)
令和 2年度 "	66.2%
	(51/77人)
令和 元年度 "	57.1%
	(28/49人)
平成30年度 "	62.5%
	(25/40人)

※いずれも既修者コース出身者のみ

○ 法科大学院入学者数目標

- ・令和 6年度 (2024年度) 2,000人以上
- ・令和11年度 (2029年度) 2,200人以上

(参考)

令和 5年度入学者数	1,971人
令和 4年度 "	1,968人
令和 3年度 "	1,724人
令和 2年度 "	1,711人
令和 元年度 "	1,862人

※令和11年度のKPIについては、令和6年度の達成状況に応じて必要な見直しを行う。
 ※募集停止・廃止をした法科大学院はデータから除外している。

出典：法曹養成制度改革連絡協議会 (第22回) 配布資料より抜粋
 令和6年3月15日 (金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)